

京都市告示第 147 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき、平成 25 年 3 月 27 日  
付けで認可した角倉町内会について、名称及び代表者変更の届出があったので、  
同条第 10 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 26 年 5 月 19 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 名称

変更前	変更後
角倉町内会	角倉町自治会

2 代表者の氏名

変更前	変更後
藤井 博	市原 和彦

3 代表者の住所

変更前	変更後
京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町 2 番 地の 2	京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町 9 番 地の 3

(文化市民局地域自治推進室)